

宜野湾市一般廃棄物処理基本計画

追補版

～みんなでつくる循環型社会～

令和4年3月改訂
令和7年11月追補

宜野湾市

ペットボトルの収集回数の見直しに伴い、「宜野湾市一般廃棄物処理基本計画改定版（令和4年3月）」の下記事項について追加、補正を行います。

また、追補事項については、令和8年度の適切な時期より適用するものとし、それまでは従前の計画によるものとします。

第1章 一般廃棄物処理基本計画について【追加、補正無し】

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理体制

②収集運搬体制

3) 収集頻度

資源ごみのペットボトルの収集頻度を「月2回」から「週1回」に補正します。補正後の表は以下のとおりです。

表2-1 生活系ごみの収集頻度

ごみの種類	収集頻度	備考
燃やすごみ	週2回	
燃やさないごみ	月2回	
資源ごみ	草木	月2回
	かん	週1回
	びん	週1回
	紙	週1回
	ペットボトル	週1回
有害ごみ	週1回	
粗大ごみ	申込制	

2. ごみ処理行政の動向 【追加、補正無し】

3. ごみ量の予測 【追加、補正無し】

4. ごみの減量化目標値 【追加、補正無し】

5. ごみの排出抑制の方策 【追加、補正無し】

6. ごみの分別区分

生活系ごみの資源ごみのペットボトルの収集回数を「月2回」から「週1回」に補正します。補正後の表は以下のとおりです。

表 2-25 生活系ごみの分別区分

分別区分		出し方	収集回数	主な品目
①燃やすごみ		指定ごみ袋 (有料)	週2回	プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、布きれ、紙くず 等
②燃やさないごみ		指定ごみ袋 (有料)	月2回	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品 等
③資源ごみ	草木	透明袋又はひもで束ねる	月2回	草木 ※直径15cm以上の太い幹は、粗大ごみへ
	かん	透明袋	週1回	飲料用のスチール缶・アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶 等
	びん	透明袋	週1回	飲料用のびん、調味料用のびん、化粧品のびん 等
	紙	ひもでしばる	週1回	本・雑誌類、雑がみ、新聞・チラシ、段ボール、紙パック 等
	ペットボトル	透明袋	週1回	ペットボトルマークのある容器 飲料用、調味料用(しょう油、みりんの容器等) 等
④有害ごみ		透明袋	週1回	蛍光管、アルカリ・マンガン電池、水銀体温計、電球型蛍光管、ライター
⑤粗大ごみ		処理券 (有料)	申込制	家具類(タンス、机等)、寝具類(カーペット、じゅうたん、布団・毛布等)、角材・板切れ、金属・プラスチック製パイプ(ブラインド、物干し竿等)、電子ピアノ、自転車、ガスコンロ 等

7. 排出抑制・再資源化計画 【追加、補正無し】

8. 収集運搬計画 【追加、補正無し】

9. 中間処理計画 【追加、補正無し】

10. 最終処分計画 【追加、補正無し】

11. 大規模災害時の廃棄物処理について 【追加、補正無し】

第3章 生活排水処理基本計画 【追加、補正無し】